

令和6年度第1回津市地域公共交通活性化協議会の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第1回津市地域公共交通活性化協議会
2 会議日時	令和6年5月13日（月）午後2時から午後4時まで
3 開催場所	津市役所 本庁舎 4階 庁議室
4 出席した者の 氏名	（津市地域公共交通活性化協議会委員） ※順不同 敬称略 松本幸正（会長）、岸野隆夫（副会長）、宮田雅司（副会長） 石川博之、伊藤好幸、大西弘幸、川端邦裕、川村聡、小島光洋、 杉崎雅人、高橋克典、竹田治、谷口直二、中平恭之、練木正生、 藤田雄一、船木英郎、宮崎清、村田友和、矢代祐子 （事務局） 都市計画部次長 草深寿雄 交通政策課長 荒木康 交通政策・海上アクセス担当 南出剛志、松下康典、竹内沙也香、坂井亜希子、杉谷陽向
5 内容	（1） 会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名について （2） 令和5年度事業報告及び収支決算報告について （3） 津市地域内フィーダー系統確保維持計画について （4） 津市コミュニティバスの運行変更について （5） 第2次津市地域公共交通網形成計画の改定について （6） 津市地域公共交通計画案作成に係る業務委託について （7） 分科会の設置について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	2人
8 担当	都市計画部交通政策課交通政策・海上アクセス担当 電話番号 059-229-3289 E-mail 229-3289@city.tsu.lg.jp

【令和6年度第1回協議会の議事内容】

＜事務局＞ それでは、改めまして、本日はお忙しいところご出席を賜りましてありがとうございます。
ございます。

ただいまから令和6年度第1回津市地域公共交通活性化協議会を開会させていただきます。

最初に事務局の紹介をさせていただきたいと存じます。

事務局次長を務める交通政策課長の荒木でございます。

交通政策・海上アクセス担当主幹の南出でございます。

交通政策・海上アクセス担当副主幹の松下でございます。

交通政策・海上アクセス担当の竹内でございます。

交通政策・海上アクセス担当の坂井でございます。

交通政策・海上アクセス担当の杉谷でございます。

最後にわたくし、事務局長を務めさせていただきます都市計画部次長の草深でございます。

本年度の事務局は、このような体制で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

また本会議は、津市地域公共交通活性化協議会規約第8条第4項の規定に基づきまして、公開とし、傍聴を認めるとともに、議事録につきましても、ホームページで公表させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

また、本日は傍聴の方が2名おみえになってございます。

それでは、協議事項に入らせていただきたいと思います。

協議会規約第8条第1項には「会議は会長が招集し、会長が議長となる。」との規定がございまして、第5条第6項には「委員の任期満了に伴う改選が行われた場合、次の会長が選任されるまでの間、従前の会長がその職務を総理する。」と規定されておりますことから、会長が選出されるまでの議事進行につきましては、従前の会長であります松本委員をお願いしたいと思っておりますので、お手数ではございますが、松本委員は会長席へとお席のご移動をお願いいたします。

＜松本委員＞ はいでは、次期会長が決まるまでとのことで、私が進行を務めさせていただきます。

それではまず、定足数のご報告をお願いいたします。

<事務局> 本日の会議は、委員総数20名のうち、19名の出席をいただいておりますので、津市地域公共交通活性化協議会規約第8条第2項の規定によりまして、会議は成立しております。

なお、三重県地域連携・交通部交通政策課の藤田委員より所要のため欠席することのご連絡をいただいております、山本聖様に代理出席をいただいております。

<松本委員> はい、ありがとうございました。
ということで、会議は成立ということで進めさせていただきたいと思います。
それでは、お手元の次第に従いまして、事項1「会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名について」ということでご説明お願いいたします。

<事務局> それでは、事項1『会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名』についてご説明申し上げます。

はじめに、【資料1-1】をご覧ください。

今年度は、委員20人体制で協議会を運営していただくこととなりますが、表の中央部分にございます『役職』の部分が空欄となっております。

次に【資料1-2】をお願いいたします。

協議会規約におきましては、第5条第1項で会長を1人、副会長を2人以内、監査委員を2人置くことと規定されておまして、同条第2項から第4項では「会長は、会議において委員の互選により定める」、「副会長は、委員のうちから会長が指名する」、「監査委員は、前条第7号に掲げる委員、つまりは三重県及び津市の職員から会長が指名する」と規定されております。

また、【資料1-3】の財務規程第8条第1項におきまして、「会長は、事務局職員のうちから出納員を命ずることができる」と規定されております。

つきましては、まずは会長をご選出いただき、新たに選出された会長から、副会長、監査委員、出納員をご指名いただきたいと存じます。

以上をもちまして、事項1『会長の選任並びに副会長及び監査委員等の指名』についての説明とさせていただきます。

<松本委員> はい、ありがとうございました。
ということでございまして、会長の互選をお願いすることになります。
では、立候補あるいは推薦がございましたらお願いしたいと思います。

＜石川委員＞ はい。

＜松本委員＞ はい、では石川委員お願いします。

＜石川委員＞ 事務局から案を提出していただいてはどうですか。

＜松本委員＞ というご発言がございましたが、事務局からご提案いただくとのことでよろしいでしょうか。

はい、ではご異議ないようでございますので、では事務局からご提案をお願いいたします。

＜事務局＞ 事務局と致しましてはこれまでの経過も踏まえ、今後の地域公共交通計画策定に向けて円滑な協議を進めていただけるよう、引き続き松本委員に会長をお引き受けいただきたいと考えております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

＜全委員＞ 異議なし。

＜松本委員＞ はい、では事務局提案ということで私に会長というご提案でございましたが、皆さんからご異議なしということでございますので、僭越ではございますが引き続き会長を務めさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

＜事務局＞ 松本委員、会長をお引き受けいただき、ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、松本会長より一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

＜松本会長＞ はい、また会長にご指名いただきました名城大学の松本でございます。

どうぞ皆様方よろしくお願いいたします。

先ほど市長さんもおっしゃられておりましたが、やはり津の公共交通のあり方を考えるにあたって、大変重要なこの任期・期間になってくるんだなと思って

おります。

ライドシェアなんて話にありましたが、個別輸送なんてのもどんどん出てきております。

一方で人口構成も変わってくる中で、ニーズも変わってきますので、それに合った形での公共交通を作っていくということなんですが、私も中平先生も交通計画が専門でございますが、実は地域公共交通に関して言うと、正答というのかこうすれば間違いないという方法はないんですね。

都市交通というのは、都市の交通をいかに捌くかというのは、大体ですね、手法というのがありまして、その手法に従っていけば、解決できることです。

ところが地域の場合は、その地域、地域で置かれている状況、人口、移動といういろんなものがありまして、なかなかこれだったら解決できるというのはないんですね。

あるいは、他の町で成功しているからそれを入れたらいいかって言ったら、それでもうまくはいかないんです。

結局何が大事かと言ったら、皆さんが自分事として、考えていくということだと思います。

そういう意味で、この場で皆さんで率直な意見交換をしながら、地域のために地域にふさわしい交通を作っていくということが何よりも求められていると思います。

その中で、先ほど市長さんは、福祉の視点というお話をされていました。

これも大変重要な視点だと思っています。

公共交通と福祉、福祉というとどちらかっていうと利用者が限定されます。

一方で、公共交通は誰でも使えるということで、その境界っていうのはあるんですが、だんだんその境界が曖昧になってきているということで、公共交通としても福祉を考えないといけないのは当然だと思っています。

もう一つ、二つの視点があるなと思っています、一つは今と将来です。

今の問題だけの解決に注力しすぎると、将来がなくなります。

人口減少で消滅可能都市なんてのも出てきているんですが、そうならないためにも公共交通が未来にも続いていくというのが大事だと思っています。

ぜひ今と将来、特に将来、若い人たちにとっても魅力のある公共交通、その絵を描いてほしいなと思っています。

もう一つは、地域と市全体です。

ローカルな交通の問題、そこばかりに目をとられると市全体として、実は最

適なものになっていない。

市全体から見たら、おかしいことになっているなんてことになってもしけないなと思っておりますので、地域と全体、この視点を持ちながらですね、ご議論いただければと思っております。

いずれにしましても皆様方のお力を借りながら、この津市にとってふさわしい姿を描いていければと思っております。

どうぞご協力よろしくお願いいたします。

<事務局> 松本会長ありがとうございました。

それでは、松本会長には引き続き議事進行をお願いいたします。

<松本会長> はい、それでは、今度は私の方から先ほどありました副会長、監査委員、出納員の指名をさせていただきたいと思います。

まずは副会長でございますが、お1人は自治会連合会長さんということで、岸野委員に副会長をぜひよろしくお願いいたします。

もう1人は行政を代表ということで、これは引き続きになると思いますが、宮田委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから今度は監査委員ですね。

これは行政からということでございますので、お1人は三重県の大西委員にお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それから、昨年度までは事務局にお座りいただいていたのですが、今回からは委員としてお座りいただいておりますが、杉崎委員に監査委員、どうぞよろしくお願いいたします。

この2人にお願いしたいと思います。

そして最後に出納でございますが、出納に関しましては、荒木事務局次長にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はい一応指名ということで、断ることはないという前提でお引き受けいただいたということにさせていただきます。

どうぞ皆様方よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従ってと思っておりますが、その前に参考1 参考2につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

＜事 務 局＞ それでは参考1を用いまして、「津市地域公共交通活性化協議会の目的と位置付け」についてご説明申し上げます。

先に恐れ入りますが、【資料1－2】の津市地域公共交通活性化協議会規約をご覧ください。

本協議会の目的につきましては、2つあります。1つ目は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと、2つ目は、道路運送法の規定に基づく地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要なバス等の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することです。

次に【参考1】をお願いいたします。

こちらは国土交通省中部運輸局が発行している「はじめての地域公共交通」という地方自治体においての地域公共交通の業務を初めて担当する方向けの入門書です。

本日はこの中から抜粋してご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。3ページの右側が活性化再生法、左側は道路運送法の説明となっております。右側をご覧ください。地方自治体が地域公共交通施策に取り組むには、交通事業者をはじめとして、様々な関係者と協議を行う必要があります。こうした様々な関係者と個別に協議や調整をして合意形成を図るのは煩雑であり、また、関係者相互の情報共有もできません。したがって、関係者が一堂に会して協議を行う方が効率的です。このための協議組織を設置する根拠法が「活性化再生法」で、協議組織のことを通称「法定協議会」といい、こちらが1つ目の目的となります。

また、2つ目の目的について、同じページの左側をご覧ください。地域公共交通会議は、地方自治体が主宰して、地域の交通サービスのあり方について協議する場です。地域公共交通会議による協議を経ることで、運行事業者が道路運送法に基づく許認可を得るのに必要な処理時間が短縮されるなどの弾力的な取り扱いを受けることができるため、コミュニティバスやデマンド型交通を運行する際にメリットがあります。また、地方自治体が所有する自家用車を用い

た「自家用有償旅客運送」を行うための協議も地域公共交通会議で行うことができます。

地域公共交通会議と法定協議会の違いは次の4ページにまとめられています。この2つの会議の機能を1つの協議組織で持つことができるようになっており、この津市地域公共交通活性化協議会は、法定協議会と地域公共交通会議、両者の機能を併せ持っています。

また、5ページの「それぞれの会議の構成員とその役割」という表をご覧ください。本協議会には様々な構成員が含まれており、重要な役割を担っております。市は市としての方針を提示し、地域活性化や町づくり等の立場からの発言を行います。県は広域的な視点での助言を行い、地域住民・利用者は利用上の課題、困ったことを伝え、地域の視点から公共交通に関する課題や必要な取り組みを提案頂きます。交通事業者は公共交通運行の当事者としての助言、ノウハウを活かした企画立案を行い、運転者団体は労働条件及び労働環境の観点での助言、運行の実情を伝えます。道路管理者は道路管理上の観点からの助言、公安委員会・警察は交通保安上の観点からの助言を行います。学識者は交通やそれに関連する分野の有識者としてアドバイス、運輸局・支局は地域の公共交通の在り方について助言を行うという役割を担っております。

このように重要な役割を担う皆様にご参集いただく本協議会は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、地域における住民生活に必要なバス等の確保その旅客利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する重要な場となります。

続きまして、三重運輸支局首席運輸企画専門官の小島委員より【参考2】の説明をお願いいたします。

＜小島委員＞ はい、三重運輸支局の小島と申します。

座って失礼させていただきます。

お手元に【参考2】ということで、お手元に活発で良い議論ができる会議のためというパンフレットをお配りいただいているかと思います。

1枚めくっていただきたいと思うんですが、今先ほど事務局から、この協議会の制度の話であったり、法制度から皆様、構成員の皆様求められる役割等につ

いてご説明がございました。

まさに制度的にはその通りでございますが、肌感覚としては、このパンフレット1ページのところ上の方ですが、全国の地域公共交通が今大ピンチですとあります。

以前から公共交通機関は、自家用車の普及ですとか人口の減少等によって、利用者数が減ってきていたわけなんですけれども、コロナ禍が4年ほどありましたが、コロナ禍でさらに利用者、輸送量が、大きく減少しました。

またそれに加えて、昨今報道でもよく取り上げられておりますが、ドライバー、運転手の方の、不足が大きく課題としてまた出てきております。

とはいえ、1ページの真ん中あたり丸が四つございますが、公共交通は、通院、買い物、通学、通勤、観光それだけではないんですね。

例えば友達と遊びに行くであるとか飲みに行くだとか、あるいは怪我をして、例えば日常の移動についても自分で車を運転することができない等々そういった方、多くいらっしゃいます。

やはり車がなくても、日常生活が行える、移動ができる、出歩けるという安心感、これはやはり一定のサービス水準を伴った公共交通があつてこそかと思えます。

この協議会は、今の課題であったり、将来に向けた課題の、対応について利用者の立場から、あるいは交通事業者の立場から、道路管理者や道路交通法等を所管する行政の立場から、また知見を有する学識者の立場から、また運輸局運輸支局については道路運送法ですとか、活性化再生法、最近では地域交通法と呼んでおりますけれども、交通関係の制度についてのご案内等の立場から、様々な意見交換、協議ができればと思っているところでございます。

2ページをご覧いただければと思います。

2ページの上の方には、地域公共交通会議は地域にふさわしい公共交通を作り上げていくために、住民、交通事業者、行政など関係者みんなで話し合つて決める場とあります。

制度がどうであるとか、そういった法律はどうであるといった枠組みの話から入ってしまうと、なかなかみんなで話し合つても作り上げていくという形になりにくいものですから、先ずはどういったところを目指して話し合いを進めていくのかであるとか、どういった課題が今出ているのかといったところなど、何を話し合つていくのかというところを、みんなでこの協議会の場でお話を、できれば思っております。

3 ページをご覧いただきたいと思います。

先ほど事務局からもご説明がありました会議の参加者とその役割ということで、図が出ております。

色々な立場の皆さんがご参加いただいているわけなんですけど、いずれにしても、過度に萎縮することなく遠慮することなく、それぞれの立場からぜひこの協議会の場でご発言等をいただければと思います。

そのような形で、この協議会は法制度に基づく協議会であって、少し堅苦しいイメージをお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひ地域の交通に関する課題を取り扱って、願わくばその解決に向けて、話し合っていく場でございますので、ぜひ忌憚のないご発言等をお願いできればと思います。

私からは以上となります。

<松本会長> はいありがとうございました。

ということで、2 件ご説明いただきました会議を進めていくにあたっての前提条件ということだと思いますが、これに対しまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですかね。

<竹田委員> はい。

<松本会長> はい、では竹田さんお願いします。

<竹田委員> 1 点だけ、協議会の構成なんですけども、役職上出てこなきゃならんていうやむを得ない面もあると思うんですけども、現在女性 1 人ですよ。

元々この再生法の趣旨が、地域住民の様々な意見が反映されるようにということで、元々の協議会を市町村に移した趣旨でありますので、ぜひ公募委員だけじゃなくてですね、それぞれの団体の代表もなるべく女性の方を、選んでいただけるような努力をお願いできればなと。

でないと、私も男性ですけども、こういうこの図柄を見ても女性がね、半分あるわけですからね、ぜひそういう努力をお願いしたいなと。

事務局としてもそういう委嘱をするにあたっては、そういう努力をお願いできればなと。

今年はもう選んでしもとるんでやむを得やんですけど、よろしくお願いま

す。

<松本会長> はい、ありがとうございます。

これは津に限らず、他の公共交通会議でも全く同じ状況ですね。

どうしても役職の方々が委員になることに決まっておりますので、こういう方々に男性が多いのでやむを得ません。かといって無理無理女性を選ぶというわけにもいかないのが難しいのですが、ぜひそういう意味では何らかの方策は考えていただきたいのですが。

そんな中でも津市は公募委員の方が5名もお見えですので、かといって女性だけ公募委員にするわけにはいきませんので難しいところですが、問題認識としては十分持っておかないといけないなと思います。

もし事務局として、何かございましたら。

<事務局> はい。

すみません、ご意見ありがとうございます。

私共は、津市全体のこういった審議会等の委員の公募も含めて委員さんになっていただく時というのは、女性の方になっていただきたいということで、各団体様に対して依頼をするときに、できる限りもし可能であれば女性の方の委員さんをご推薦いただきたいということも、通知文書とかご依頼に回る時をお願いをしており、これは津市全体の審議会の委員さんになっていただく場合も共通してさせていただいています。

残念ながら今回につきましては各団体さん色々ご理由があるということで、今回の場合はちょっと女性の方の委員さんが少ないという形にはなってしまいましたが、平素からそういう風に努力もさせていただいてございますし、今後ですね、さらに一層その取り組みをまた良い方法も考えながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

<松本会長> はい、ということで事務局としても問題として認識し、努力をしていただいているということで、これ以上やるとなるとなかなか難しいんですが、引き続きそういった形でご努力していただければと思います。

はい、ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

よろしいですかね。

一番のポイントは私冒頭にお話ししましたが、まず自分ごととして考えていただきながら、皆さんで決めてゆく、皆さんで行ってゆく、そういう会議体であるんだということをご認識いただければと思います。

だからといって遠慮していただく必要ありませんので、何なりと、言葉がわからないとかでも構いません、遠慮なくご質問ご意見いただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の事項2番令和5年度事業報告および収支決算報告についてということでご説明お願いいたします。

<事務局> 事項2『令和5年度事業報告及び収支決算報告』について、ご説明申し上げます。

それでは、資料に沿って、ご説明させていただきます。初めに、令和5年度事業報告についてご説明申し上げます。【資料2－1】をご覧ください。

『1 津市地域公共交通活性化協議会』でございますが、昨年度は協議会を4回開催しました。

続きまして、『2 津市コミュニティバス等の運行見直し』につきましてご説明させていただきます。

(1) 津市コミュニティバスにつきましては、北部地域、南部地域、北西部（芸濃）地域、北西部（安濃）地域、南西部（美里）地域、南西部（一志）地域、南西部（美杉）地域において、運行変更等を実施し、また、(2) ぐるっと・つーバスにおいて運行変更を実施しました。

内容は記載の通りでございます。

続きまして、『3 津市コミュニティバスの運行変更に係る環境整備』でございますが、(1) 津市コミュニティバスの停留所標識につきまして、140枚を作製の上取り換えを実施し、(2) 運行変更に係る周知チラシとして、南部地域用22,050部、北西部（芸濃）地域用3,550部、北西部（安濃）地域用4,200部、南西部（一志）地域用6,800部、南西部（美杉）地域用500部を作成し、各戸配布しました。

補足資料として、資料2の1の別紙1をご覧ください。令和5年9月の運行変更実施により、左側の写真にあるような停留所標識を作製しました。

また、運行変更に係る周知チラシの作成について、右側をご覧ください。

この写真は南部地域の例を掲載しましたが、このようなチラシを昨年度の運行変更に合わせて作成し沿線地域へ各戸配布しました。

続きまして、『4 一般路線バス及び津市コミュニティバス等の運行に係る事業の令和4年度実績に対する評価等』でございますが、第2次津市地域公共交通網形成計画に基づき、一般路線バス及び津市コミュニティバス等の運行に係る事業の令和4年度実績に対する評価等を実施しました。

続きまして、『5 コミュニティバス等乗降調査』につきましては、(1) 三重交通運行受託路線につきましては、6月、9月、12月、2月の4回、各1週間ずつの乗降調査を実施いたしました。対象路線は、津市自主運行バスの津新町大里線、豊野団地線、高野団地線、亀山棕本線と、津市コミュニティバスの南部地域のうち久居北・片田・高茶屋ルート、久居南・雲出ルート、南西部(美里)地域の全線、南西部(白山)地域の全線、南西部(美杉)地域のうち美杉東ルートと美杉西ルートでございます。

また、これ以外の津市コミュニティバスにつきましては、全ての運行日におきまして、調査をしております。

続きまして、『6 利用促進活動』でございますが、令和5年10月8日の津祭りにてお絵かきバス及びバスの乗り方教室を実施し、同ブースにて公共交通利用促進ポスターの掲示及び制服試着コーナーを併設し、多くの来場者へ利用促進を行いました。

続きまして、【資料2-2】をご覧ください。

令和5年度の歳入は、津市負担金が420万円、預金利息が24円の計420万24円でございます。

これに対しまして、歳出は、委員報償費等の運営費が34万2,320円、郵送料等の事務費が22万5,972円、委託料等の事業費が260万734円で、計316万9,026円でございます。

従いまして、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた103万998円が余剰金となりますことから、当該余剰金につきましては、津市へ返還する予定でございます。

最後になりますが、【資料2－3】ご覧ください。

4月19日及び22日に「令和5年度津市地域公共交通活性化協議会決算」につきまして、会計監査を受検いたしましたことから、当該監査結果につきまして、監査委員を代表して、大西委員より御報告いただきたいと思います。

<大西委員> 大西の方から報告させていただきます。

令和5年度地域公共交通活性化協議会決算について監査を実施し、関係資料を令和6年4月19日に精査させていただいた結果、適正かつ正確に処理されたことを報告します。

<事務局> ありがとうございました。

以上をもちまして、事項2『令和5年度事業報告及び収支決算報告』についてのご説明とさせていただきます。

<松本会長> はい、ありがとうございました。

それではただいまの件に関しまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

昨年やった振り返りと、特にこの回でご承認いただく内容としてはこの決算ですね、決算ということで、これも会計監査をきっちりやっていただいたということでございますが、特によろしいでしょうか。

特にご異論ないようでございますので、令和5年度の事業、そして収支決算報告につきましてはご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

ご承認いただいたとさせていただきます。

それでは、次に事項3「津市地域内フィーダー系統確保維持計画」について、事務局から説明をお願いします。

＜事 務 局＞ それでは、事項３「津市地域内フィーダー系統確保維持計画について」ご説明申し上げます。

津市コミュニティバスは、国の補助金である地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、フィーダー系統に係る補助金を活用して運行しており、運行事業者を変更した場合など、当該補助金を受けるために策定した生活交通確保維持改善計画の内容に変更があった場合は、変更の申請を行う必要があります。

今回、７月から運行事業者が変更となる地域がございますので、まずはその変更についてご説明させていただきます。

【資料３－１】をご覧ください。

津市コミュニティバス南西部（一志）地域の運行については、毎年度一般乗合旅客自動車運送事業者に入札を行った上で運行業務を委託しており、令和６年４月１８日に入札を行ったところ、令和６年度の運行事業者が「株式会社一志運輸」に決定しました。

そのため、７月の運行より運行事業者が「嬉野タクシー有限公司」から「株式会社一志運輸」に変更となり、この変更に伴い、使用車両も変更されます。

嬉野タクシー有限公司においては、この運行事業者の変更に向けて、南西部（一志）地域の２路線について、路線廃止の手続きを行います。

続いて、【資料３－２】をご覧ください。

「１ 移動円滑化基準適用除外について」に記載のとおり、旅客の運送事業に車両を供するときは、車いす等での利用が円滑にできるよう、省令により車両の構造や設備等の基準が定められており、その基準に適合した車両等の導入が義務付けられています。

しかし、運行ルートにおける道路や地形等の状況により、運行車両が基準を満たすことが困難である場合には、公共交通会議で協議を整えたうえで、地方運輸局に移動円滑化基準の適用除外の認定申請をすることで、移動円滑化基準の一部について適用除外の認定を受けることができます。

南西部（一志）地域の２路線（一志東・伊勢中川駅ルート及び一志西循環ルート）に関しましては、ルート上に狭あいな生活道路や鋭角な曲がり角があり、これらの道路を走行可能な小型の車両で運行を行う必要があります、移動円滑化基準を満たすことが困難であるため、【資料３－２】裏面の「６ 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容」に記載の車両の構造や設備等につい

て、今回ご承認をいただいたうえで、適用除外の認定申請を行いたいと考えております。

なお、移動円滑化基準の適用除外により、利用が困難となる車いす利用者については、NPO法人や社会福祉法人等が行う福祉有償運送等により、移動手段の確保を図ることとします。

また、運行事業者の営業所に配置する最低車両数が常用5両、予備1両の合計6両と定められていますが、協議が調うことで特例として最低車両数を下回ることが認められますので、今回協議が調いましたら、予備車両含めて4両の配置として特例の申請を行いたいと思います。

最後に、【資料3-3】をご覧ください。

運行事業者の変更に伴い、変更を行うフィーダー補助金に係る計画についてご説明いたします。

今回変更を行う令和6年度事業における「生活交通確保維持改善計画」の計画期間は令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間で、令和5年5月に策定しています。この計画期間のうち、令和6年7月1日から令和6年9月30日まで、南西部（一志）地域の運行事業者が（株）一志運輸になることから、8ページの「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者」におきまして、資料に添付してございます「表1」及び「表1 補足資料」に変更を反映いたします。

また、9ページの「6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称」におきまして、補助対象事業者に「（株）一志運輸」を追加いたします。

ページが前後しますが、この変更に合わせて、「3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体」について、8ページの津市高齢者外出支援事業で実施しているシルバーエミカへの乗車ポイントの付与について、令和6年度に限りポイントの上限が異なりますので、「（令和6年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分を含めて2,500円分のポイントを上限とする）。」と追記を行いました。

また、10ページの「10. 協議会の開催状況と主な議論」の項目で、11ページに令和5年度第4回協議会以降の協議会の内容を追加し、12ページの「12. 協議会メンバーの構成員」につきましても、令和6年度から構成員の変更がございましたので、令和6年度名簿を追加で添付したいと思います。

以上をもちまして、事項3「津市地域内フィーダー系統確保維持計画」についてのご説明とさせていただきます。

<松本会長> はい、ありがとうございました。
ではただいまの件に関しまして、何か御質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ポイントは事業者さんが変わった、そのために計画の変更を出さないといけない。

ただし、この場合車両が本来であれば、車椅子の方も乗り降りできるバリアフリー車両でないといけませんが、道が狭いので、そういったバリアフリー対応の車両が入れられません。

したがって、今回ここにありますようなバンとか、あるいはセダンを予備車として利用しますが、そのバリアフリー対応じゃないことを認めてくださいという申請をいたします。

ただし、車椅子の方々に対しては、NPOさん等々の力を借りながら社協さんの力も借りながら、別途輸送手段というのが提供されます。

そして、それに伴って【資料3-3】の修正が行われているということでございますが、よろしいでしょうか。

はい、特にご異論ないようでございますので、今回の津市地域内フィーダー系統確保維持計画に関しましての変更をご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

では、ご承認いただいたとさせていただきます。

それでは4番「津市コミュニティバスの運行変更について」ということでご説明をお願いいたします。

<事務局> それでは、事項4「津市コミュニティバスの運行変更」についてご説明させていただきます。

今回、運行変更を予定しておりますのは、北部地域を運行しております「河芸南・一身田・白塚循環ルート」です。

それでは、【資料4－1】をご覧ください。

今回の変更は停留所の新設です。

現在の運行路線の周辺に位置する美松園団地からの移動需要があり、地域住民の利便性の向上を図るため、当該団地付近の現在の運行路線上に停留所の新設を行いたいと考えております。

停留所の位置については、【資料4－1】及び【資料4－3】をご覧ください。

また、今回の停留所の新設に伴う運行時刻の変更については【資料4－2】をご覧ください。

新設停留所を黄色く表示し、変更点を赤字で表記しております。

なお、運賃の変更はなく、地権者、警察署及び道路管理者とは事前協議済みで、変更につきましては、令和6年7月1日を予定しています。

運行変更の周知については、停留所及びバス車内に周知チラシの貼り付けを行い、更に津市ホームページにおいて周知を行いたいと考えております。

以上をもちまして、「事項4 津市コミュニティバスの運行変更」についてのご説明とさせていただきます。

<松本会長> はい、ありがとうございました。

ではただいまの件に関しまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

よろしいですかね。

警察協議、道路管理者協議、地権者さんとの協議も終わってるということでございます。

この辺がちょうどバス停がなかったので、新設ということになります。

特にご心配な点ございましたら、ご指摘いただければと思いますが。

よろしいですかね。

はい、それでは特にご異論ないようでございますので、この津市コミュニティ

バスの運行変更に関しましてご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、ご承認いただいたとして手続きをお進めください。

では、事項5番。

「第2次津市地域公共交通網形成計画の改定について」ということでご説明をお願いいたします。

<事務局> それでは、事項5「第2次津市地域公共交通網形成計画の改定」についてご説明させていただきます。

こちらは、前回の令和5年度第4回協議会でご協議いただいた事項です。前回の協議会后、ご意見シートにてご意見をお寄せいただきありがとうございました。前回の協議やご意見を基に最終の改定案を作成しましたので、本日再度ご説明させていただき、ご承認をいただければと考えております。

時間に限りもございますので、改定の理由である地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化について簡単にご説明し、改定内容につきましては、前回から変更があった点を中心にご説明いたします。

【資料5－1】をご覧ください。

こちらは、国土交通省が公表している「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」です。

1 ページ目の「①地域公共交通計画と補助制度の連動化について」ご説明いたします。

事項3でもご説明いたしましたが、津市コミュニティバスは、国の補助制度である地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、フィーダー系統に係る補助金を活用し、運行しています。

当該補助金を受けるに当たっては、地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）とは別に、本協議会において、事項3の【資料3－3】のように、生活交通確保維持改善計画を毎年策定し認定申請する必要がありましたが、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、これまで生活交通確保維持改善計画に記載していた事項の一部を地域公共交通計画

「本体」に位置付けたうえで、本体に位置付けた事項以外の事項を記載したものを、計画「別紙」として認定申請することが必要となりました。

このことから、現在の第2次津市地域公共交通網形成計画へ計画と補助制度の連動化に対応した必要事項の追記等を行い、また、補助制度における補助対象期間が10月から翌年9月までを1年度とする期間であることから、補助対象期間と合わせる形で計画期間を令和6年10月から令和7年9月までとし、改定したいと考えております。

なお、今回の法改正による連動化への対応につきまして、地域公共交通網形成計画を既に作成している場合は、令和5年10月から令和6年9月までを補助対象期間とする令和6年度事業までは、これまで通りの申請方法にて補助金が受けられる経過措置が設けられておりました。

しかしながら、経過措置期間が終了し、令和6年10月から令和7年9月までを期間とする令和7年度事業の補助を受けようとする場合、令和6年6月30日までに連動化に対応した計画及び計画「別紙」を国へ認定申請する必要があります。

1 ページ下段の表をご覧ください。

計画制度と補助制度の連動化により、左側に記載してある、これまで生活交通確保維持改善計画に記載していた事項が、右側に記載の地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項と、地域公共交通計画「別紙」として毎年度提出する事項とに分けられました。

パンフレットの2ページ以降には、計画本体へ位置付ける必要事項の記載イメージ等、計画制度と補助制度の連動化を行う上で参考となる情報がまとめられており、この内容に基づき現行計画の改定案を作成しております。

【資料5－2】をご覧ください。

こちらは、第2次津市地域公共交通網形成計画改定案の新旧対照表です。

今回の改定に当たっては、連動化に対応した内容の追記だけではなく、全体の時点修正も行うよう運輸支局よりご指示いただき、現行の計画について、全体で39ページの追記・修正を行っております。

左端から計画におけるページ数、改定前、改定後と記載しております。変更点については、朱書きで示しております。

まず、1 ページから 5 ページにつきましては、計画策定の背景・目的や津市の現状について、時点修正を行っております。

7 ページをご覧ください。「3. 計画の期間」について、冒頭でご説明させていただきましたとおり、補助対象期間に連動させる形で、計画期間を令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月末までに変更したいと考えております。

続きまして、8 ページをご覧ください。また、併せて【資料 5－1】1 ページの下段もご覧ください。

【資料 5－1】1 ページの下段右側の黄緑色で囲ってある部分、①地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項に記載がありますが、今回の地域公共交通計画と連動した補助制度においては、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割、その位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性、補助系統に係る事業及び実施主体の概要及び地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法の 4 つの事項を今回改定する計画本体に位置付ける必要があります。

【資料 5－2】の 8 ページでは、地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項のうち、「地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置付け・役割」、「地域公共交通確保維持事業の必要性」を追加しています。

1 2 ページから 1 5 ページにかけては、地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項のうち、「補助系統に係る事業及び実施主体の概要」を表に整理しています。

1 6 ページから 3 4 ページ及び 3 7 ページから 3 9 ページにつきましては、計画期間の終期を令和 6 年度までから令和 7 年 9 月までに変更することに伴い、目標を達成するために実施する事業の実施年度や計画推進のための年間標準スケジュールを改定後の計画期間に合わせて変更しております。

ページが飛びますが、35ページをご覧ください。

ここでは、地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項のうち、「地域公共交通全体の定量的な目標・効果とその評価手法」を追加しています。

「標準指標」として、地域公共交通の利用者数に加えて、収支状況、当該地域公共交通に投じられる公的負担額などの目標・効果を記載するよう努めることとされており、前回お示しした改定案では「補助対象の一般路線バス（幹線・準幹線）の収支率」及び「公共交通に係る市の負担額」を目標として記載していましたが、前回の協議内容を踏まえて、収支状況と公的負担額については、評価項目とはせず、定期的に測定することにより公共交通サービスにおいて無駄が生じていないかを確認する確認指標として記載することとしました。また、すべての評価項目及び確認指標について、具体的なデータ取得方法を追加及び記載しています。

【資料5－2】についての説明は、以上となります。

続いて、【資料5－3】をご覧ください。

こちらは、計画と補助制度の連動化により、計画本体に位置付ける事項以外の事項を記載した津市地域公共交通網形成計画「別紙」です。

こちらの説明に入る前に、補助事業の流れについてご説明いたします。冒頭でも少し触れましたが、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を受けるための要件として、毎年6月末までに、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統について、必要事項を位置付けた地域公共交通計画「本体」（【資料5－2】）及び計画「別紙」（【資料5－3】）を認定申請する必要があります。

令和7年度事業については、令和6年6月末までに申請を行い、事業実施期間終了後、当協議会で対象期間の事業評価を行い、中部運輸局に提出のうえ、2次評価を受けることで事業の改善を図っていきます。

【資料5参考3】をご覧ください。

こちらは、令和4年度及び令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価の結果です。3月に中部運輸局より通知がありましたので、ここで共有させていただきます。

評価できる取組として、「地域公共交通あり方検討会」を開催し、地域の声を丁寧把握して施策に反映したことによる利用の増加、モビリティマネジメントや利用促進の取組が挙げられています。

期待する取組としては、目標を評価する指標として、イベント等の実施回数だけでなく、イベント実施に伴う公共交通に関する市民意識の向上を評価するような指標の設定、それぞれの路線の分析だけでなく乗り継ぎや相互補完的な活用についても分析を行うこと、引き続き利用促進や系統維持に向けた県や関係者と連携した取組の実施、次期公共交通計画の策定に向けて、これまでに得られた経験やデータ等を活用・分析し、反映することが挙げられています。

これらの評価は、次期計画の策定時に反映するとともに、令和6年度事業及び令和7年度事業においても、利用促進の取組や自己評価の分析時に反映していきたいと思います。

それでは、改めて【資料5－3】津市地域公共交通網形成計画「別紙」をご覧ください。

時間の都合上、こちらも前回から変更した点をご説明させていただきます。

まず、「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」の「(1) 事業の目標」をご覧ください。

この目標は、計画本体で定めた目標値と整合させる必要があるため、計画に設定した内容に基づき、フィーダー系統に係る目標を改めて設定しております。

事業の目標は、利用者数について、本協議会でご協議いただき、従前の計画においても用いていた運行目標値3.5人、運行維持基準値2.0人という2つの指標を設定しています。

前回ご協議いただいた際に設定していた収支率及び一人当たりの市負担額については、目標として設定しないことから、記載を削除しております。

続いて、ページをめくっていただき、「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者」をご覧ください。記載のとおり、別紙の後ろにお付けしています表1を添付して提出します。南西部（一志）地域の一志東・伊勢中川駅ルートにつきましては、往復で一部経路が異なるため、運行系統のキロ程が異なりますが、同一の補助対象系統とみなすため、そ

の整理のため表1 補足資料を併せて提出します。また、補足資料の後にお付けしておりますが、表1 に記載した系統を示す運行図及び時刻表を添付して提出いたします。

同じページ下段の「10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要」には、時刻表の後ろにつけております表5 及び人口集中地区、交通不便地域等がわかる地図を添付して提出します。

以上の追記・修正により補助要件を満たす計画として「第2次津市地域公共交通網形成計画」を改定し、計画「別紙」と併せて補助制度の計画認定を申請したいと考えております。

以上を持ちまして、事項5のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

<松本会長> はい、ありがとうございました。
制度に基づき国の方に申請しないといけないということで、多岐にわたりますが、皆様方からご承認いただきたいところでございます。
ご質問含めましてお気づきの点など何かご意見等あるかと思います。
いかがでしょうか。
はい、では小島さんお願いします。

<小島委員> はい、三重運輸支局です。
資料5につきましては、【資料5－1】から参考資料まで非常にボリュームの多い資料になっておりますが、先ほど事務局からも説明がございました【資料5－1】の、解説パンフレットに記載されておりますが、これまでは運行費の補助を受けるためには、運行費の補助制度の要件を満たせば運行費の補助の活用ができたわけなんです、やはり補助を活用しながら守っていくべき路線、系統これはしっかりとその地域の公共交通計画に明記をした上で取り組んでいくということで、公共交通計画と補助制度の連動化といったものが始まりました。
これまで5年間ほど経過措置ということととられていたわけなんです、今年の6月末までにご提出いただく令和7年事業年度、これは今年の10月から来年の9月末までを指しておりますが、この期間に向けての補助も、計画の申請

をする際には、いよいよ経過措置も終わって公共交通計画と補助制度の連動化が必須となるということでございまして、津市さんにおいても今回このような改正をなさるということかと思います。

私の方からはですね、少し細かなところになりますが、例えばですけれども【資料５－３】の３枚ほど後、横長の表１ですとか、そのあとには表１補足資料といった表がございまして。

数字が並ぶ細かな表になっておりますけれども、例えば、表１補足資料では整理番号２３一志東・伊勢中川駅ルート、２４も一志東・伊勢中川駅ルートとありますが、表１の方では例えば、２３というところには美杉西ルートとありますし、２４も美杉西ルートとありまして、正しくは２５、２６が一志東・伊勢中川駅ルートかと思います。

このようにですね、どの協議事項もそうですが、いざ手続きに移る際には軽微な例えば修正なんかを要する場合もあろうかと思いますので、そのあたりは運輸支局の方も事務局と連携しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<松本会長> はい、ありがとうございました。

ということで、まだですね、ざっと何せ量が多いので、完全にまだ確認できていない点があります。

数字のミスだとかもありますが、その点は後日事務局と支局の方で確認いただいて修正することを前提にですね、皆さんにご承認いただきたいと思っております。

今もしお気づきの点があれば、それをご指摘いただければ幸いです。
ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

ちなみにこの計画は、この協議会で皆さんが策定することになります。
知っておいてもらいたいのは、５－３ですね。

別紙【資料５－３】にあります目標、事業の目標です。

各路線の１便当たりの利用者総数等々ですが、運行目標１便当たり３．５人、維持基準値としては２．０人、ここを目指しますということになります。

ここは皆さんご承知おきいただければと思います。

そして、そのために何をやるんだというのが次のページに書かれておりまし

て、3. 2. の目標を達成するために行う事業ということで、①地域公共交通あり方検討会の開催、それから②利用促進の実施、③コミュニティバスの運行変更、④周知、⑤G T F S データ、これは Google マップで検索するときのデータになりますが、このデータを整備します。

⑥広報での P R、⑦高齢者の外出支援、⑧「わたしの時刻表」の発行といったものをやりながら、先ほどの目標値、1 便当たり 3. 5 人あるいは 2. 0 人以上を目指していきますということになります。

そして、この計画自体は今年の 1 0 月 1 日から来年の 9 月までの計画になりますので、来年の 9 月だから再来年の 1 月にこの結果を評価、我々自身で自己評価することになります。

同じように、今動いてます計画がありまして、それを来年の 1 月に自己評価、自分たちで評価することになります。

そして、その評価の結果を受けた第三者評価という、先ほどご紹介いただきましたが、第三者に津市の自己評価の結果がどうだったというものに対してのコメントがついてくるという流れになっております。

ですので、まさに我々が作って我々が評価してその結果を国に見てもらう。

この流れの中で、補助金ももらえるということになっております。

何かございますか、よろしいですかね。

はい、ありがとうございました。

では、先ほどありました通り軽微な修正は、事務局そして支局の方におまかせするとして、全体としましてはこのような形でご承認いただくということによってよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

ご承認いただいたとさせていただきます。

では、事項 6 番「津市地域公共交通計画案作成に係る業務委託について」ということでお願いいたします。

<事 務 局> それでは、事項 6 「津市地域公共交通計画案作成に係る業務委託について」、ご説明申し上げます。

【資料 6】をご覧ください。

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランの役割を果たすもので、本市では

第2次津市地域公共交通網形成計画として令和2年3月に策定し、この計画に沿って事業を進めています。

次期計画は令和7年10月からスタートすることになりますが、計画案作成の進め方については、前回の活性化協議会でご承認いただきましたとおり、専門事業者への業務委託を取り入れながら、令和6年7月頃から素案の検討をスタートし、令和7年7月中のとりまとめを目途として進めてまいります。

計画の作成に当たり、市内の現状（地域概況・公共交通の現状等）を把握した上で、課題を整理し、基本的な方針・目標・事業を定めていく必要がありますことから、計画作成までスムーズな運用ができるよう、専門的な知見等を有する専門事業者に市内で運行している公共交通の状況等の基礎データ、関連資料等の整理や課題抽出、さらには調査、分析等も含め、本協議会における素案とりまとめに係る支援を目的として、業務委託を行います。

(1) 業者選定は、指名競争入札で、

(2) 委託期間は、令和6年6月から令和7年9月までの複数年契約です。

(3) 業務委託の内容は、「ア 業務計画」、「イ 現状整理」のほか、「ウ ニーズ調査等」といたしまして、バス及びタクシー事業者ヒアリング等を行います。さらに、「エ 実証実験運行アンケート調査等」、「オ 津市地域公共交通計画案の作成」としています。

これをもちまして、事項6「津市地域公共交通計画案作成に係る業務委託について」のご説明とさせていただきます。

<松本会長> はい、ありがとうございました。

この件に関しまして、何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

あるいは、内容的にこれを含めたらどうかとか、これは多いんじゃないかとかございましたら、ご意見いただければと思いますが。

よろしいですかね。

<竹田委員> はい。

<松本会長> はい、竹田さん。

- <竹田委員> お尋ねするんですけども。
この公共交通の専門事業者っていうのは、例えばで結構なんですけど、どういう、そんなに多いんですか。
- <松本会長> なるほど、はい。
これどんなところに指名競争というところですが、その指名はどのような形にするのか。
差し支えない範囲でお答えいただけるなら、お願いしたいと思いますが。
- <事務局> はい、津市の指名競争入札名簿というのがございまして、そちらで計画策定を希望している、それプラスですね、その事業について関わりがあるところがあればというのを考えておるんですけども。
- <松本会長> 何社ぐらい、想定されてるんですか。
- <事務局> 何社まではちょっとまだ、すいません。
- <松本会長> でも競争が働くぐらい十分な数があるということによろしいですね。
- <事務局> はい、そのように考えております。
- <松本会長> はい、ということだそうです。
津市に限らないんですよ。
- <事務局> 一応市内と準市内ぐらいを考えてはおるんですけども、それは業者の数によると思いますので、ちょっと検討したいと思います。
- <松本会長> ということだそうです。
よろしかったですか。
- <竹田委員> あの要望ですが、僕らが考えるのには、公共交通の専門事業者っていうのは、例えばどういう会社なんやろうなっているのが思いつканのですよ。

だから例えば他の都市でも結構なんですけども、例えばこういう集団で公共交通を研究してる大学のチームだとかっていうようなところなのかってのは全然想像がつかんもんですから、ちょっとお聞きしたんですが。

<松本会長> ありがとうございます。

一般的には、建設コンサルタントという事業者さんがこれに該当します。

それは全国でいうとたくさんありますし、この三重県内にも建設コンサルタント業というところがたくさんありまして、いわゆる交通計画とか都市計画とか、そういう計画を策定する業務のお手伝いをする業者さんにご理解いただければいいかなと思っております。

ですから調査が得意だとか、あるいは分析が得意だとか、あるいはいろんな移動のニーズを把握するのが得意だとか、そういう色々特徴はあるんですが、そういう業者さんというご理解いただければいいと思いますし、そういう業者さんは結構お見えだと思っております。

一般の方が目にすることないですからね、全くないと思います。

はい、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

いずれにしても、津の職員の方だけで計画を策定するのはさすがに重荷だということもありまして、専門性の力をお借りする、そのための委託をしますよということになります。

よろしいですかね。

はい、では矢代さんお願いします。

<矢代委員> ありがとうございます。

あの業務委託は、その職員の方と比率にすると、どれくらいの比率で委託をされるという理解でしょうか。

<松本委員> はい、そのような役割分担という意味も含めて。

<事務局> 業者さんに主にしていただくのが基礎的なデータの分析とか、そういった基礎的な資料を作っていただくのと、それからこの後分科会を設置して、それで分科会の協議の中にできたら業者さんも入っていただいて、分科会の取りまとめとか、そういったところもお手伝いしていただきたいなという風には考えてお

ります。

<松本会長> よろしかったですか。

はい、あくまでもそういう基本的な作業のところをメインにやっていただきながら、もちろん全国の事例なんかも知っているのですが、例えばこういう課題があるけど何かいい方法がないかなみたいなことを職員の方が相談されたときに、どこどこではこんな事例もありますよみたいな情報提供をしてくれますが、あくまでも市の方々が主導で計画を策定していく。

もっと言うところの場で、皆さんで議論しながら計画を作っていくということになりますので、そういう風にご理解いただければと思います。

はい、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

よろしいですかね。

はい、そういたしましたらこの業務委託をしながら、計画策定を進めるということでご承認いただいたということですのでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、この形でお進めいただければと思います。

では、事項7「分科会の設置について」ということで、お願いいたします。

<事務局> 次に、事項7「分科会の設置について」、ご説明いたします。

【資料7－1】をお願いいたします。

まず「1 分科会の設置について」でございますが、当協議会の規約第11条に、専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる」と規定されており、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとされています。

令和7年10月からの新たな地域公共交通計画において、計画目標や目標達成のための事業の検討、実施主体や関係機関との調整、令和8年度からの運行を予定している「デマンド型交通」の導入に向けた検討などについて、より深い議論を行うため、分科会を設置しようとするものでございます。

設置いたします分科会の名称については「（仮称）地域公共交通計画検討分科会」とさせていただきます。

次に「2 協議事項」につきましては、「公共交通の現状・課題の整理」「現計画の評価の検証」「実証実験運行の検証」「計画案の方向性、目標等の検討」「実施事業の検討」「計画案のとりまとめ」など資料に記載の事項について、先ほど資料6でご説明しました津市地域公共交通計画作成に係る業務委託の内容と併せまして必要となる事項についてご協議をいただく予定です。

「3 構成委員」につきましては、当協議会の委員から学識経験者、交通事業者等から5名を選出していただきたいと考えています。

津市地域公共交通計画策定にあたり、当分科会ではより専門的な知見からの意見集約を行うことにより計画の基礎となる内容を整理し、分科会で協議の整った事項につきましては本協議会に報告させていただき、その中でしっかりとご意見等を伺いながら、計画策定を進めていきたいと考えています。

次に「4 規定」につきましては【資料7-2】をお願いします。

今回の分科会設置にあたりまして、設置規程を定めたいと考えています。

設置規程の内容でございますが、まず（目的）については、本協議会規約第11条に基づき分科会を設置するものでございます。

所掌事務については、第2条第1項で、分科会は、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとし、第2項において、分科会の名称及び協議事項は本協議会の会議で決定するとしています。

組織については、第3条第1項で、分科会の構成委員は協議会の会議において決定するとしており、第3条第2項以降で分科会長及び副分科会長を置くこととし、分科会長は、委員の互選により定め、副分科会長は、委員のうちから分科会長が指名することとしています。

また、分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理し、副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理するとしています。

会議については、第4条第1項で、分科会長が招集し、分科会長が議長となるとしています。第2項では現在予定はございませんが、他の分科会が設置された場合に合同開催ができること、第3項ではその他会議の運営に関して必要な事項は協議会の例によるものとしています。

書面審議については、第5条第1項で、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができない場合は書面審議により議事を決することができること、第2項では書面審議による決議については前条の規定を準用するとしています。

協議結果については、第6条第1項で、分科会において協議を行った事項については、協議会に報告するものとし、第2項では分科会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重するものとしています。

報酬及び費用弁償については、第7条第1項で、当協議会の規約第13条の2の規定を準用するものとし、第1号及び第2号においては今後、分科会と協議会を同日開催することとなった場合や同日に複数の分科会に出席することとなった場合の報酬及び費用弁償の支給について定めています。

庶務については、第8条で協議会の事務局が行うものとしています。

財務に関する事項については、第9条で、分科会の予算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、本協議会の財務規程の例によるものとしています。

委任については、第10条で、この規定に定めるもののほか、必要な事項については分科会長が別に定めるとしています。

最後に、附則につきましては、今後の分科会は本規程により設置していくこととなりますため、過去これまでに設置分科会毎に定めていた規程については施行と同時に効力を失うものとしています。

以上、「(仮称) 地域公共交通計画検討分科会」の設置及び分科会設置規程についてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

<松本会長> はい、ありがとうございました。

この件に関しまして、ご質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、宮崎委員お願いいたします。

<宮崎委員> まず、【資料7-1】を見てまして、この協議事項っていうのを見てますと、分科会っていうのはある特定の項目、特定の事柄について、集中的に専門的にやるっていうのが通常考えられるんですが、ここに挙げられているのを見てますと、協議会の全部の事項になってるので、そういうのでは他に分科会を作る予定もあるのかという点です。

ちょっとこれ協議会の事項が全部書いてあるので、これでは分科会になってないなというのと、それから最後のその他分科会が必要って、これは本来分科会が必要と認めるのではなくて、協議会が必要と認めると書くべきであって、これここに分科会と書いてしまうと何でもできちゃうんですね、こういう書き方ここに疑問があります。

それと、先ほどおっしゃいましたが、分科会全般の一般的な規定をお作りになったというスタイルになっております。

それで、細かい項目なんですけども、一般論を作って今度の交通委員会という格好で、協議会で決めてこれをやってください。

その上は、分科会のこの規定に従ってくださいというスタイルになっております。

それで、副会長のところでですね、わざわざ副会長は分科会長を補佐し、その会議の事項を審理し、ってこれいるのかなって。

もともと協議会のところでも、副会長は会長を補佐するということで、全部副会長は会長がやっていることを補佐しているわけで、わざわざここで事項を審理する、掌理するっていうのは必要なかなっていう、わざわざ書いてあるのはなんでかなっていうのが、ちょっと疑問に思います。

そもそも分科会っていうのはどういうものかって考えると、議決をするものだっていうのはちょっと。

さらにそれを議決をしたことを第6条の第2ですよ。

分科会は議決を報告する、これはいいんで報告するのはいいんですけども、協議が整った事項については、協議会の構成委員はその協議結果を尊重しなければならない。

協議会の構成委員というのは、全体の協議会の構成委員のことを言っているのか、分科会の構成委員のことを言っているのか。

字面から見ると、分科会で決まったことは協議会全体は尊重しなさい、それに従えという言い方になるんですよ。

じゃあ本来分科会はそういうものじゃなくて、報告はしていろいろ意見が出てもいいわけですね。

決定するのは絶対協議会ですよというスタイルですので、このところは書きすぎではないかという気はいたします。

＜松本会長＞ はい、どうもありがとうございます。
いかがでしょうか。

＜事務局＞ ありがとうございます。
何点かご質問いただきました。
いくつかいただきましたので若干漏れがあるかも知れませんが、まず他の分科会の設置の予定はあるかということなんですけれども、今の時点につきましては今回提案させていただいている交通計画の検討分科会のみとなっております。

【資料7－1】の2協議事項の1番最後、その他分科会が必要と認める事項ということで書かせていただいているんですけども、これにつきましては今後の協議の中で必要な事項が出た場合に、分科会の中で必要なものについて協議をするという意味で入れさせていただいているものになります。

それから、【資料の7－2】第3条の第6項ですね。

副分科会長の役割についてというところで、こちらにつきましては一般的な業務ということで書かせていただいたもので、特に何か特別にということで入れさせていただいているものではございません。

あと、6条の第2項なんですけれども、協議会の構成員ということで、こちらで書かせていただいている協議会というのは、こちらの本協議会を想定して記載をさせていただいております。

今ご意見いただきましたこの協議会の中での意見はというお話なんですけれども、当然そちらについても、ご意見については汲んでいくということになりますので、この記載の書き方というかちょっと書き過ぎという部分であれば、それは修正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

＜松本会長＞ はい、ありがとうございました。
それから、協議事項全部が結局本体会議でやる内容ではないかということで

ございますが、一般的には分科会というとそのフォーカスした部分を分科会で検討していただくということですが、それはいかがでしょうか。

読むと検証とか検討と書いてあるので、その段階までを分科会でやって、そして親委員会で実際にはその結果を受けて、決めるということですね。

親委員会で決める、という風に理解するということですかね。

<事務局> はい、分科会でございます。

分科会の方につきましては、先ほども説明させていただきましたが、より専門的な見地から計画案を検討していただく場として考えております。

分科会の後にはもちろん協議会の方を開催させていただいて、そちらの方で分科会で出た案をですね、積極的にご意見いただいた上で計画をとりまとめるという構成で考えております。

以上でございます。

<松本会長> いやといいながら、計画案のとりまとめみたいなのも入ってるので、そうすると親委員会との役割分担が不明確だなということだと思うので、これも例えば計画案の検討くらいの表記にしてもいいのかもしれないですね。

<事務局> わかりました、ちょっと修正させていただきます。

<松本会長> ですからあくまでも分科会では、その前段階、この場では皆さんに決めていただきますが、決める前の内容までを検討案として提案いただくという風にご理解いただければいいかなと思います。

ですから、分科会とは言いますが、作業グループ、ワーキンググループみたいな意味合いだと思います。

皆さんで専門的な話を議論してもらうというわけにはいかないなので、少人数で専門的な見地からしっかり議論いただきながら素案を作ってくださいと。

そしてそれを皆さんに説明させてもらって皆さんで決めていただくという、そういうプロセスかなと思っております。そういう意味で検討というところまで、上2つは検証もありますが、そこまでの段階という風にご理解いただければと思います。

それから、分科会が必要と認める事項は、確かにおかしいかなと思います。

分科会って、自分たちでこれ必要だよねって言って、どんどん広げられちゃう

と思うので。

分科会はいくまでも協議会の下部組織ですから、協議会で決めて、これ分科会で議論しなさいということになりますから、これはやっぱりその他協議会が必要と認めるというものではないかなと思いますが。

それでよろしいですか、事務局。

<事務局> はい、こちらの分科会を協議会に修正させていただきます。

<松本会長> はい、ではこれを協議会が必要と認める事項と修正させていただきます。

それから、副分科会長については一般的な表記なので、このようにお願いしたいのと、あと最後分科会で決まったことは親会は尊重するということですが、尊重ですのでそのまま受けろという意味ではありませんが、表現として尊重がいいのか、どうなのがいいのか。

宮崎さん何かいい言葉ありますか。

<宮崎委員> 普通これは「報告する。」で。

ないんですよ、別になくてもいいんですよ。

<松本会長> ああ、報告するだけで、ただ受けて、親会は受けて考慮...

<宮崎委員> 親会が考慮。

反対意見もあってもいいわけですよ。

<松本会長> もちろん、そうです。

<宮崎委員> 尊重というと認めろというニュアンスが出てくるわけですよ、そのまんま。意見を言うなという風に聞こえちゃうわけですね。

そういう意味ではなくてもいいというか、当然出てきたらまあみんな尊重しますよね。

ああよくやっていただきましたねと、尊重普通しますよね。

<松本会長> そうですね、尊重というと少し重いなという受け止めですね。

なくてもいいなという気もしますけど。

どうですか、他の皆様方。

はい、竹田さん。

<竹田委員> 私もこの6条はやっぱ引かかるんです。

形式論としては、問題ないと思うんですけども、ただ実質的にですね、分科会に丸投げしちゃう、またせざるを得ない。

例えば一生懸命何回も協議を重ねてきて、いわゆるもうまとまった案になつとるものをなかなかこうどうですかと言われてもですね、意見が出しにくいというのが実質的な。

だから僕は、そのもうまとまったというのはなしに、中間報告として協議会に出していただいて、それでみんなの意見をここでもう1回聞いて、それでまた分科会で成案としてまとめていただく。

こういうような、1回キックバックしてもらおうというそういう手順があれば、協議会のメンバーも、分科会以外のメンバーも意見が出しやすい。

しかし、もうまとまってしまうと、ちょっと意見が出しにくいというのはやっぱりどうかと。

<松本会長> なるほど、おっしゃられる通りですね。

分科会があくまでも、親会に代わって専門的な見地からじっくり議論していただいて、その結果を親会に報告してもらって、そして親会はそれをもとに議論を進めるということだと思います。

そんな中で、尊重という言葉を書かれると議論しづらいということになれば、本来の趣旨とは違うことになってしまいますが、そういう意味では6条の2はなくてもいいのではないかということだと思いますが、事務局いかがでしょうか。

<事務局> はい、すみません。

いろいろご意見ありがとうございます。

もともとですね、会長が言っていたように協議会案のところも、そのような思いの趣旨で認めろという風な趣旨で書いてる思いはないのですが、ご意見お聞きしておりますと、おっしゃる通りということで、分科会の権限が非常に強すぎるような形のものになっておりますので、6条第2項のこの部分については削除させていただきたいと思います。

＜石川委員＞ はい。
すみません、遅がけに。
いろんな意見を参考にして、私は削除する必要はないと思います。
ただ、たしかに今の表現はきついので、どういう言葉を普通使うかという、
こういう場合は参酌するという言葉が1番よく使われると。
他の意見を要するに参考にするという意味なんですが、他と比べ合わせて参
考とする。
せつかく分科会を作って、議論をしていただくわけですから、出していただい
た意見を報告してもらっただけで、協議会がなんとするということもないというのもち
よっとあれなんで、協議会としては分科会が一生懸命考えてくださった専門的
な意見を参考にさせていただくという意味ではいかがでしょう。

＜松本会長＞ 参酌？
「酌」っていうのはどういう字ですか、すみません。

＜石川委員＞ あの法律用語で、特に例えば地方分権が始まったときに、国が行政に対してい
ろんなことを押し付けることがなくなったときに、どうしたかといったら参酌
してください、参考にしてください。

＜松本会長＞ なるほど、そういうのは使われますか。
法律では使われるんですけど、こういう規定等々で。
はい、お願いします。

＜宮田委員＞ あのすみません。
今石川委員おっしゃっていただいた参酌という言葉は、よく行政の中で通知
文書とかそういったことで使うことが多くございまして、私どもとしてはあま
り違和感のない言葉なのですが、委員の皆様、民間の方でありますとかそういっ
た方々で、参酌という言葉で違和感があまりなければ、石川委員が今おっしゃっ
ていただいた文言にしていただければなと私としては思いますが、いかがでし
ょうか。

＜松本会長＞ はい、趣旨には合っていると思います。

もしこれがないとなると、2番がないとなると、皆さんはそんなことはないと言っているんですが、規定上は単に報告してもらったら、はい知りませんと言えることになっちゃうんですね。

なんで、そうじゃない参酌するということを書いておくことによって、はい知りませんというのは少なくとも言えなくなるということかなと思います。

ただ、使い慣れてないんで、慣れない時もあると思いますが、そういうことであれば趣旨には合っているのではないかなと思いますが、事務局いかがいたしましょうか。

<事務局> すみません。

私どもの方からも一度削除すると申し上げましたが、今石川委員も言っていたいて、津市の宮田委員も言っていたいたということもございまして、行政的には割と馴染みのある言葉ということで、意味合い的には先ほど説明していただいた通りでございますので、もし皆様、委員様差し支えなければ参酌をという風な形に置き換えさせていただければと存じますが、よろしいでしょうか。

<松本会長> 皆さんよろしいですか。

はい、いい言葉見つけていただいてありがとうございます。

では、参酌するということをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

その他この分科会の設置について、何かございましたら。

そうしますと、この構成委員でございますが、今事務局提案は公共交通会議委員から学識経験者、交通事業者等5名を選出という風にご提案いただいておりますが、この形で選出は事務局の方から？

この辺もう一度説明お願いできますか。

<事務局> すみません、こちらの分科会のメンバーでございます。

事務局の方の案という形でお示しさせていただけるのであれば、お示しさせていただきたいと思っております。

<松本会長> はい、委員は協議会の会議において決定するということで、もし皆さんがこの構成委員でよろしいということで、かつまた多分立候補しても出てこないと思いますので、その場合は事務局からご提案いただいてもいいかなと思っております。

ますが、その決め方に関していかがでしょうか。

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

では、事務局の方からご提案をお願いいたします。

<事務局> ただいまより、構成員選推の案をお手元にお配りをさせていただきたいと思っています。

よろしくをお願いいたします。

<松本会長> はい、では事務局からご説明をお願いします。

<事務局> はい、分科会の構成委員につきましては、ただいま配布させていただきました5名の委員の皆様から、専門的なご意見をいただきながら意見集約を行い、分科会で協議の整った事項につきまして、先ほどもご説明申し上げましたが、本協議会に報告の上、お伺いの意見や議論を踏まえて、計画策定を進めていきたいという風に考えております。

以上でございます。

<松本会長> はい、ということでございますが、この件に関しまして何かございましたらお願いしたいと思いますが。

よろしいですかね。

このメンバー見てもらうとわかるように、運輸行政そして交通という学術的な面からの、あるいは実務的な面も含めて検討させていただきながら、そして協議会の方では市民の方々や利用者の方々のご意見を聞きながら進めていくという形になるかなと思います。

ですからまずは、特に運輸行政の制度上の問題や交通専門の問題点等々をそこでしっかりと洗い出して問題点を潰した上で、皆様とご協議出来るという事になるかと思っております。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それではもう一度改めて【資料7-1】でございますが、協議事項に関しましては「協議計画案の取りまとめ」ではなく「計画案の検討」、それから「その他分科会が必要と認める事項」は「その他協議会が必要と認める事項」に変更しま

す。

それから第6条の2は「尊重するものとする」を「参酌するものとする」と変更し、構成委員は今回お配りしました5名という事で進めさせていただく事でご承認いただいたという事でよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

ではこの形で進めていただければと思います。

以上で予定の議題全て終了となります。

時間が余ったら本当は特に公募委員の方々を中心にご意見頂ければと思っておりましたが、今日はすみません、2時間過ぎてしまいましたので意見交換の場は省略させていただきたいと思いますが、全体を通しましてこれだけはこの事がございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、ありがとうございました。

今日も熱心なご議論いただきました事を感謝申し上げます。

これで私の進行を終了とさせていただきます。

では事務局にお返しいたします。

<事務局> 長時間に渡りまして委員の委嘱式から引き続きご協議等いただきまして誠にありがとうございました。

本日はこれを持ちまして令和6年度第1回津市地域公共交通活性化協議会を閉会をさせていただきます。

次回第2回の協議会につきましては7月の開催を予定しております。

詳細な日時につきましては改めて文書にて通知をさせていただきますのでよろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

お気をつけてお帰りくださいませ。